

魚津市公園里親制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が管理する都市公園、その他公園、緑地等（以下「公園等」という。）の美化及び保全のため、市民が公園等の里親となってボランティア活動を実施することにより、環境美化等に対する市民意識の高揚を図り、市民、事業者及び市が一体となって美しく住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(参加資格)

第2条 里親制度に登録することができるものは、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する小学生以上で構成する団体若しくは個人とする。

2 前項の団体の代表者は、満20歳以上の者でなければならない。

(里親の活動)

第3条 里親は、登録した公園等において次に掲げる活動を実施するものとする。

- (1) 清掃及び空き缶や散乱ゴミ等の収集・廃棄
- (2) 樹木及び花壇の維持管理
- (3) 除草及び草刈
- (4) 遊具等の点検及び軽微な補修
- (5) 点検等により異常を発見した場合の通報及び情報の提供
- (6) その他必要な活動

(市の支援)

第4条 市長は、里親に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 前条に規定する活動に必要な消耗品の支給及び備品の貸与
- (2) 希望した場合の里親活動の標示板の設置
- (3) ボランティア活動保険への加入
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(里親の登録)

第5条 里親の登録を希望するものは、公園里親登録届(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録届の提出を受けたときは、速やかにこれを審査し、適正であると認めるときは、里親と合意書(様式第2号)を取り交わすものとする。

(実施期間)

第6条 里親となる期間は、合意書を取り交した日の翌日から年度末とまでとする。ただし、里親と市の双方に異議がない場合は、更に1年延長するものとする。この場合において、様式第1号別紙を、4月1日現在の内容で、毎年提出するものとする。

(傷害の補償等)

第7条 里親が里親制度の活動中に被った傷害又は第三者への賠償責任については、原則として市で加入している「市民総合賠償補償保険」又は「ボランティア活動保険」により、これを補償し、又は賠償するものとする。

2 前項に規定する場合において、里親の代表者は、当該傷害又は損害に係る事故発生報告書(様式第3号)を遅滞なく市長に提出するものとする。

(里親の辞退)

第8条 里親の代表者は、里親を辞退するときは、公園里親辞退届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第9条 市長は、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、里親の登録を取り消すことができる。

- (1) 里親が、この要綱若しくは合意書の内容に反し、又は履行しないとき。
- (2) 里親としてふさわしくない行為があったと認めるとき。
- (3) 里親である団体が解散その他の事由により里親活動を続けることが困難であると認められるとき。

2 市長は、里親に対し、前項の規定に基づき里親認定を取り消したときは、魚津市公園里親認定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(庶務)

第10条 公園里親制度に関する庶務は、都市計画課において処理する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。